

平成 30 年度 事業報告書



成増橋から下流を望む

白子川流域環境協議会
(和光市・練馬区・板橋区)

目次

まえがき	1
1 合同水質調査	2
2 各市区の活動	17
3 参考資料	20
白子川汚濁対策協議会の発足にあたって	20
趣意書	21
白子川流域環境協議会規約	22
生活環境の保全に関する環境基準	24
人の健康の保護に関する環境基準	25
白子川合同水質調査要綱	26
年譜	28

ま え が き

かつて白子川では、大正から昭和の初期頃まで、豊富な水量による製粉などの「水車稼ぎ」が盛んで、沿川には現在も僅かではありますがその名残が感じられます。

東京都と埼玉県の間を流れるという位置的なこともあり、その後の都市化の波に強く押されて、全国有数の汚濁河川になった時代もありました。しかし、関係諸機関のご尽力もあり、現在では水質環境基準が東京都、埼玉県ともにC類型（東京都：平成29年3月指定、埼玉県：平成25年3月指定）に至るまでに回復しています。

水質の改善に伴い、本会も平成12年度に「白子川流域環境協議会」に改められて、従来の「汚濁対策」から、川に関するより広範な環境問題を対象として活動を進めています。しかし、水質以外にも都市河川特有の課題は多く、白子川でも生物の生息環境の視点から、湧水を水源とする平常時水量の確保が求められ、また、長期的な課題として治水優先の河川構造の改善の必要性が指摘されています。

地球規模の「健全な水循環」の面からも、雨水の流出抑制に取り組み河川構造の改善に繋げることが重要と考えられます。

この冊子は、本協議会の30年度の活動の概要をまとめたものです。今後も白子川の現状をご理解いただき、親しんでいただくとともに、本協議会の活動に一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月
白子川流域環境協議会

1 合同水質調査

白子川の上流から下流までの水質縦断変化と経年変化を明らかにし、河川環境の改善に向けた一つの資料とするため、9月（夏季）と2月（冬季）の2回、練馬区・和光市・板橋区において下記の調査日に採水し、測定しました。

(1) 調査日

第1回：平成30年9月26日(水)練馬区、板橋区 10月3日(水)和光市
第2回：平成31年2月6日(水)

(2) 調査方法

白子川流域環境協議会合同水質調査要綱（後掲）による。



(3) 調査地点





大泉氷川橋（練馬区）



芝屋橋（和光市）



成和橋（板橋区）



成増橋（板橋区）



水道橋（和光市）

(4) 白子川の水域指定と環境基準

白子川における環境基準は、東京都は平成 29 年 3 月、埼玉県は平成 25 年 3 月にD 類型からC 類型に変更されました。下記に水域類型Cの環境基準を示します。

類型	pH	BOD	SS	DO
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50 mg以下	5 mg/ℓ以上

(5) 合同水質調査結果

◎第1回 採水日：9月26日（水）練馬区・板橋区 天候：曇り時々雨 気温：18～26℃
 10月3日（水）和光市 天候：曇り 気温：26℃

採水地点	採水時刻	水温	透視度	pH	DO	BOD	COD	SS	塩化物イオン	全窒素	全りん	流量	担当市区
		(℃)	(cm)		(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	
緑橋	12:00	18	>100	6.8	8.6	<0.5	1.8	1	8	6.38	0.013	0.148	練馬区
大泉氷川橋	11:30	19	>100	8.0	9.1	0.5	1.9	1	8	6.59	0.028	0.150	
芝屋橋	10:40	21	>100	8.0	11.4	1.0	1.9	<1	12	6.38	0.031	0.392	和光市
成和橋	12:04	19	>100	8.0	10.1	0.7	1.9	8	27	5.92	0.087	0.664	板橋区
成増橋	11:52	19	>100	7.6	9.6	2.2	2.9	4	29	5.18	0.090	-	
水道橋	9:30	21	15	7.4	7.2	5.5	6.2	33	18	7.55	0.424	-	和光市
環境基準	C類型			6.5以上 8.5以下	5mg/l 以上	5mg/l 以下		50mg/l 以下					

◎第2回 採水日：2月6日（水） 天候：雨 気温：5～10℃

採水地点	採水時刻	水温	透視度	pH	DO	BOD	COD	SS	塩化物イオン	全窒素	全りん	流量	担当市区
		(℃)	(cm)		(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	
緑橋	12:15	10	49	6.3	9.1	6.2	5.8	3	8	10.6	0.229	0.072	練馬区
大泉氷川橋	11:40	10	14	6.9	9.7	37	26	48	12	12.3	0.930	0.108	
芝屋橋	10:45	8	18	8.2	13.7	6.8	11	49	17	5	0.013	0.259	和光市
成和橋	12:28	9	15	7.5	11.1	8.3	11	54	7	4.84	0.318	0.467	板橋区
成増橋	12:12	10	14	7.4	10.8	6.0	6.3	9	13	4.16	0.061	-	
水道橋	9:45	14	50	7.1	7.7	4.9	8.2	4	65	11	0.84	0.688	和光市
環境基準	C類型			6.5以上 8.5以下	5mg/l 以上	5mg/l 以下		50mg/l 以下					

*測定値欄の網掛けは環境基準を超えた値

(6) 合同水質調査結果の概要

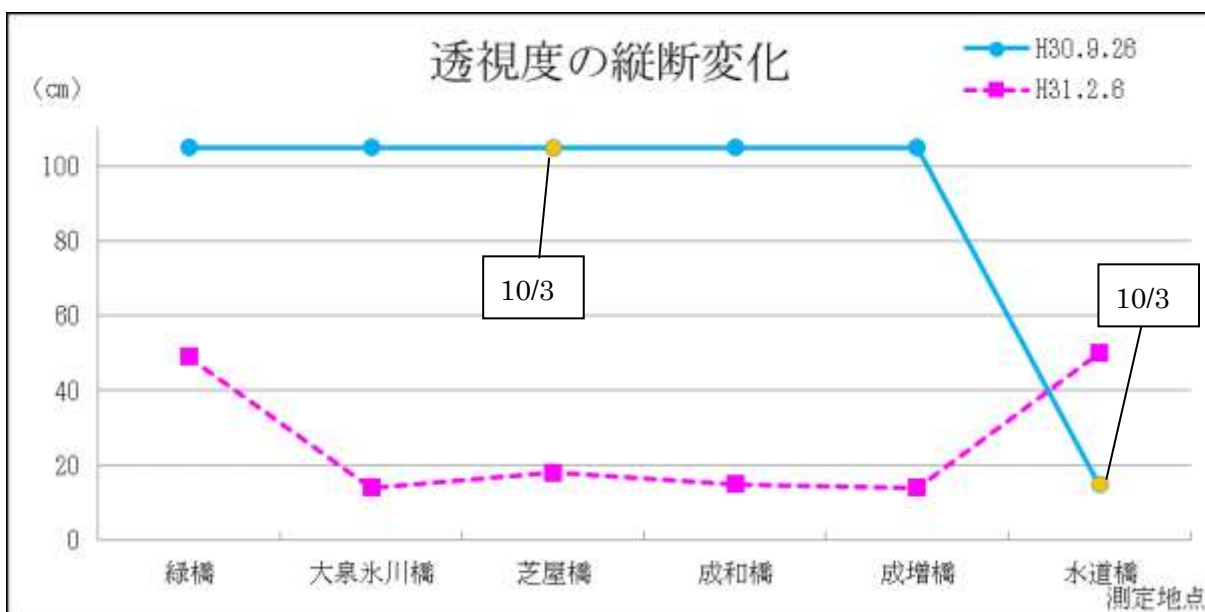
今年度は夏季・冬季ともに雨天で、天候の影響を受けることになりました。夏季、冬季とも下流域の測定地点では、新河岸川や沈殿有機物の影響を受けBOD、CODの値が高くなる傾向があります。

< 項目 >

○ 透視度

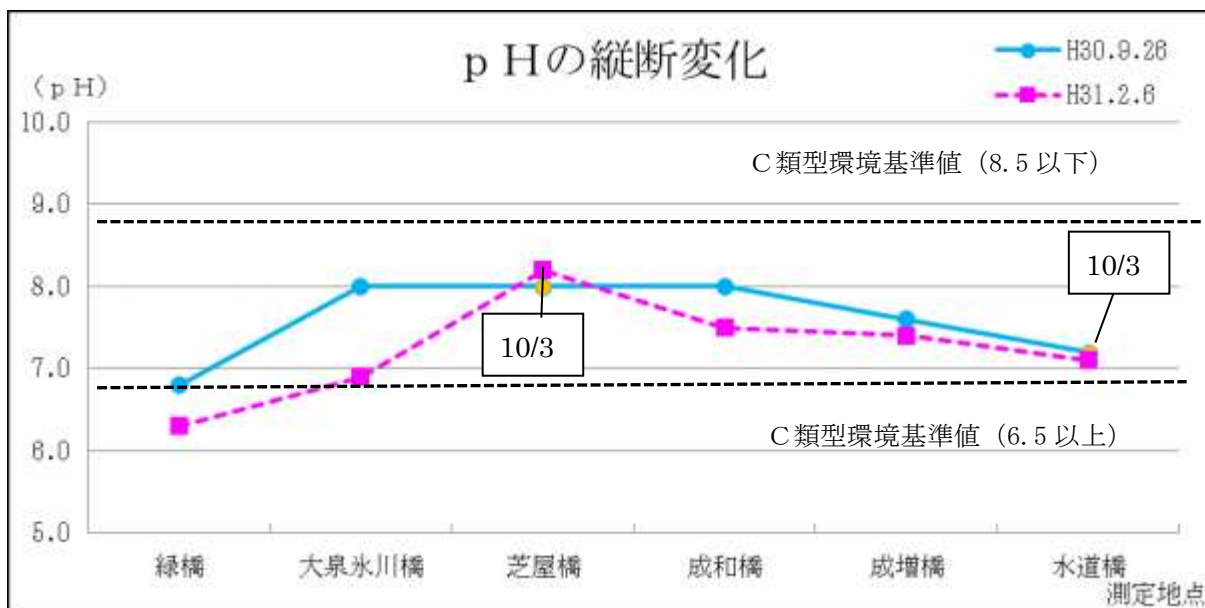
夏季は、上流側5地点で100 cm以上を示し、良好でした。冬季は雨天のため低い値でした。

なお、夏季調査のうち、芝屋橋、水道橋は10月3日に実施しました（以下、同じ）。



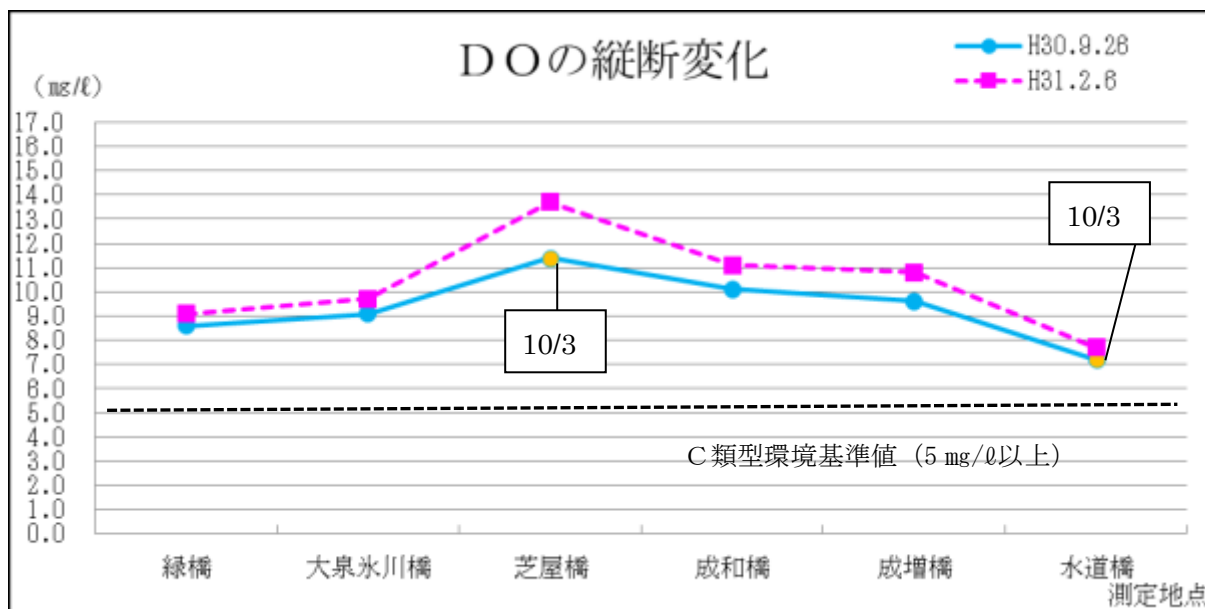
○ pH (水素イオン濃度)

芝屋橋でpHが高くなり、DOも高い数値を示しているため、藻類の光合成によるpH上昇とみられます。冬季の緑橋は環境基準値を満たしませんでした。



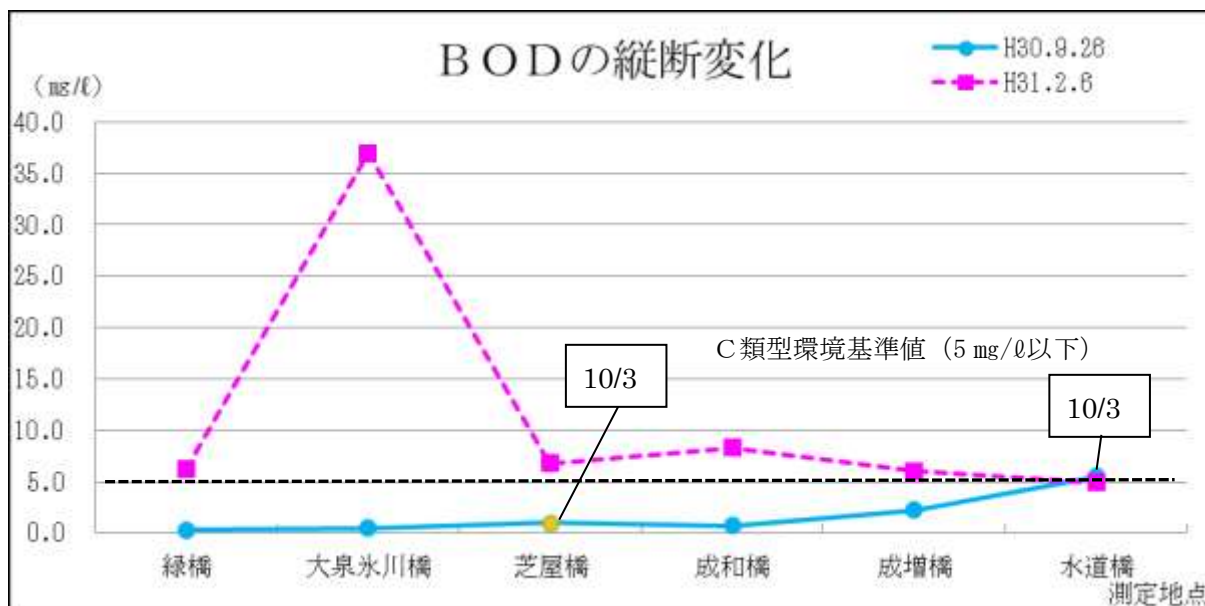
○ DO (溶存酸素量)

例年と同様、全体的に過飽和の傾向にあります。特に冬季の中流域でその傾向が見られます。下流域では、流れが停滞し有機物の分解等で酸素が消費されていくため、DO値が低下することがあります。



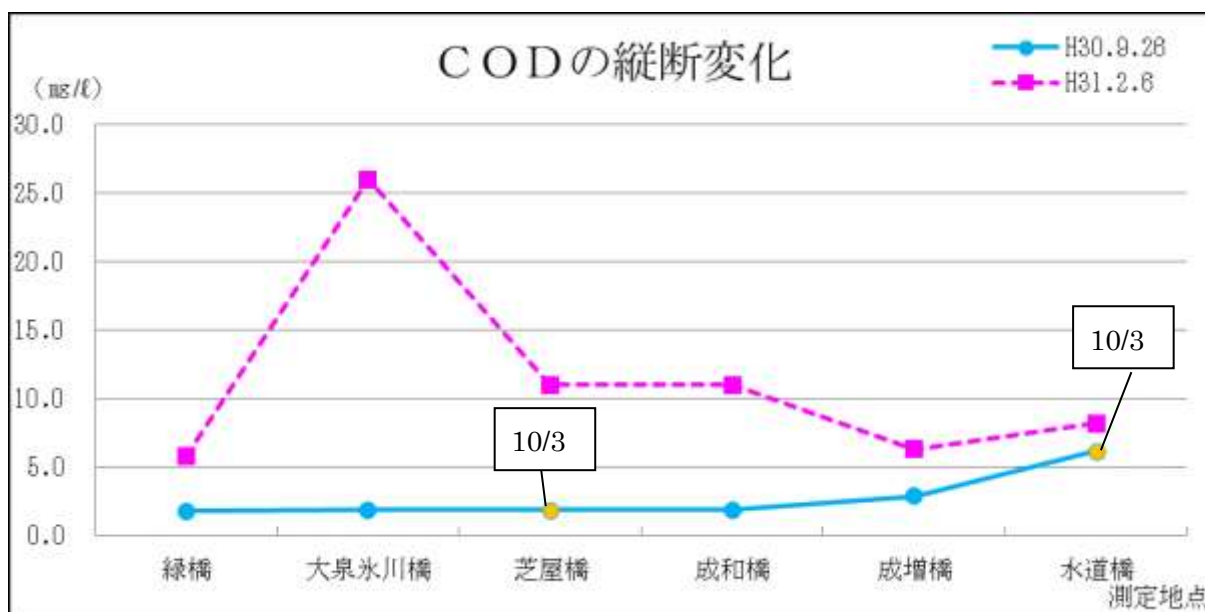
○ BOD (生物化学的酸素要求量)

夏季は下流に行くほど数値が高くなる傾向があります。冬季は大泉氷川橋の値が高く、6地点のうち5地点でBODが環境基準値を超過しました。



○ COD（化学的酸素要求量）

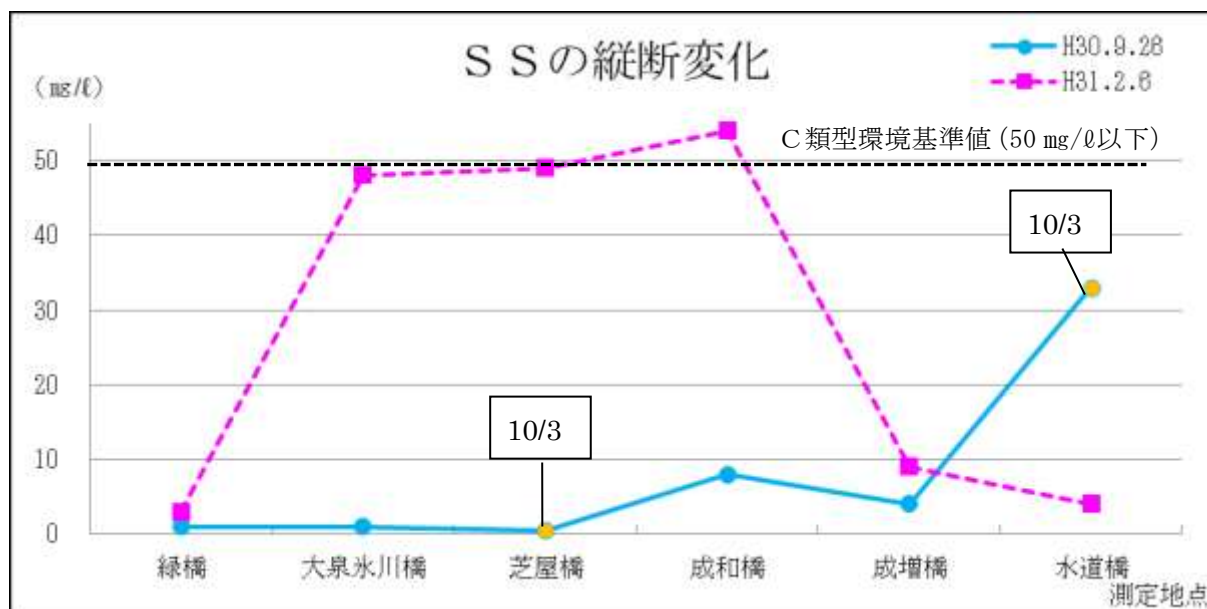
夏季は下流に行くほど数値が高くなる傾向があります。冬季は大泉氷川橋の値が高くなりました。



○ SS（浮遊物質）

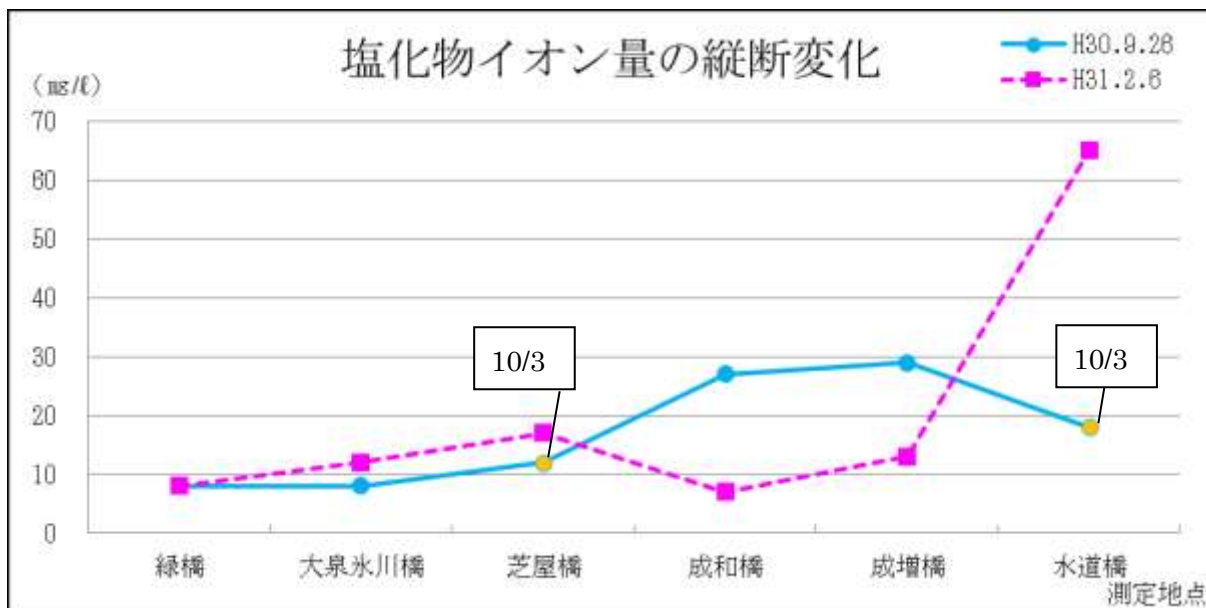
夏季は全ての地点で、環境基準値内になりました。

冬季は成和橋で環境基準値を超過しました。



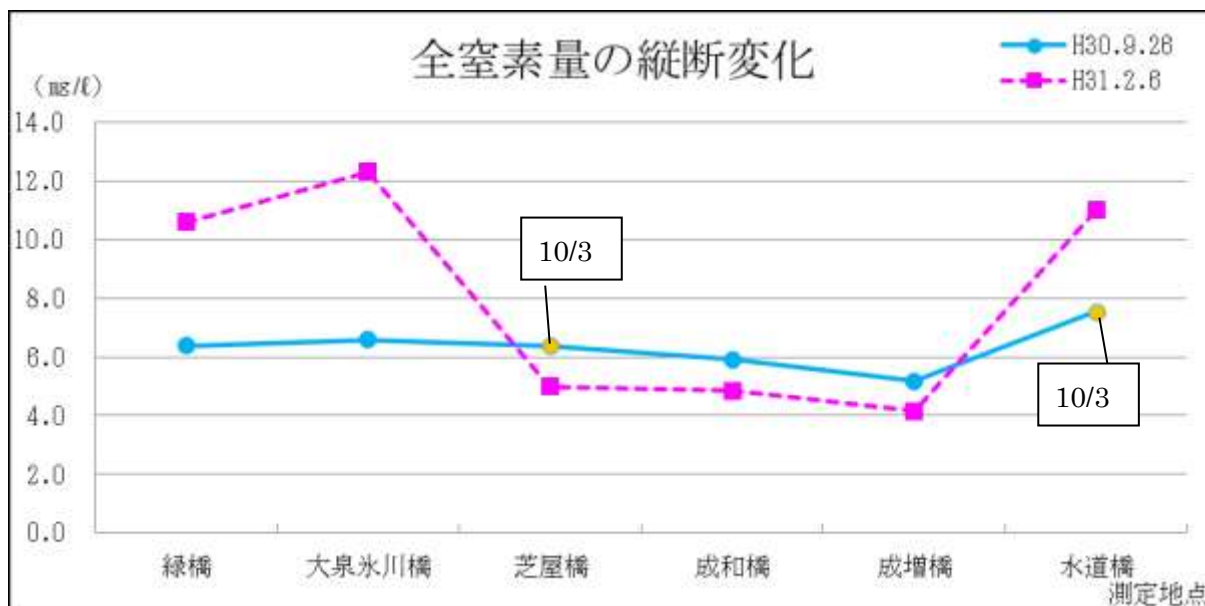
○ Cl⁻ (塩化物イオン)

夏季・冬季ともに下流域で高い値となりました。下流域は新河岸川水質の影響を受けるため、値が高くなると考えられます。



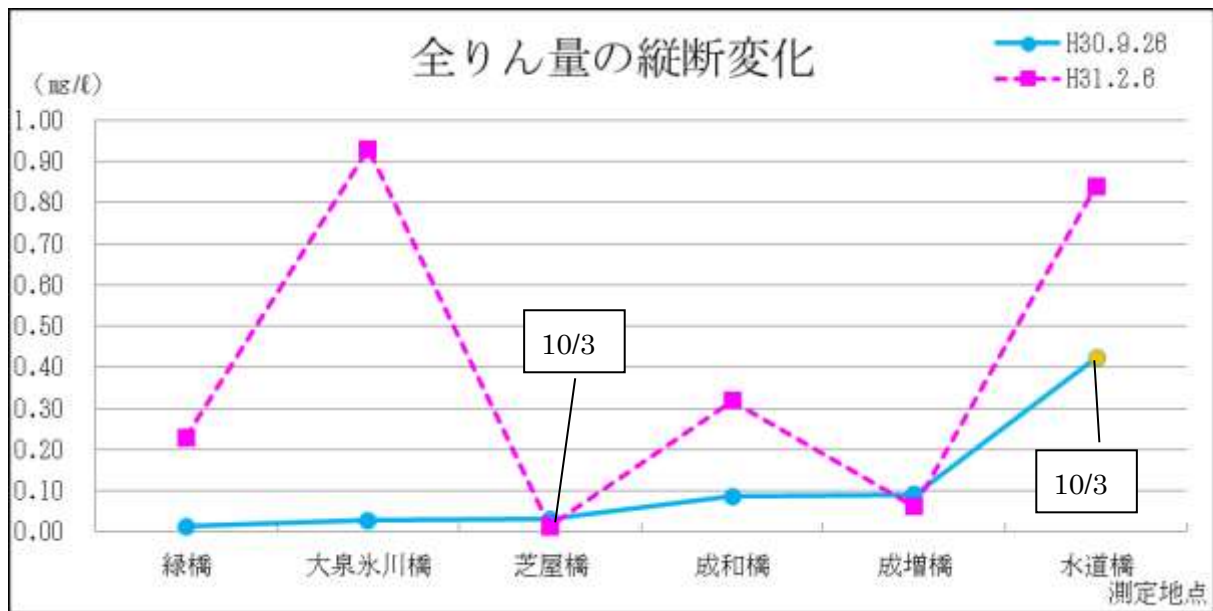
○ 全窒素

夏季は下流域でやや高い値となりました。下流域は新河岸川水質の影響や流れが緩やかなことによる堆積物の影響が考えられます。冬季は緑橋・大泉氷川橋・水道橋の値が高くなっています。



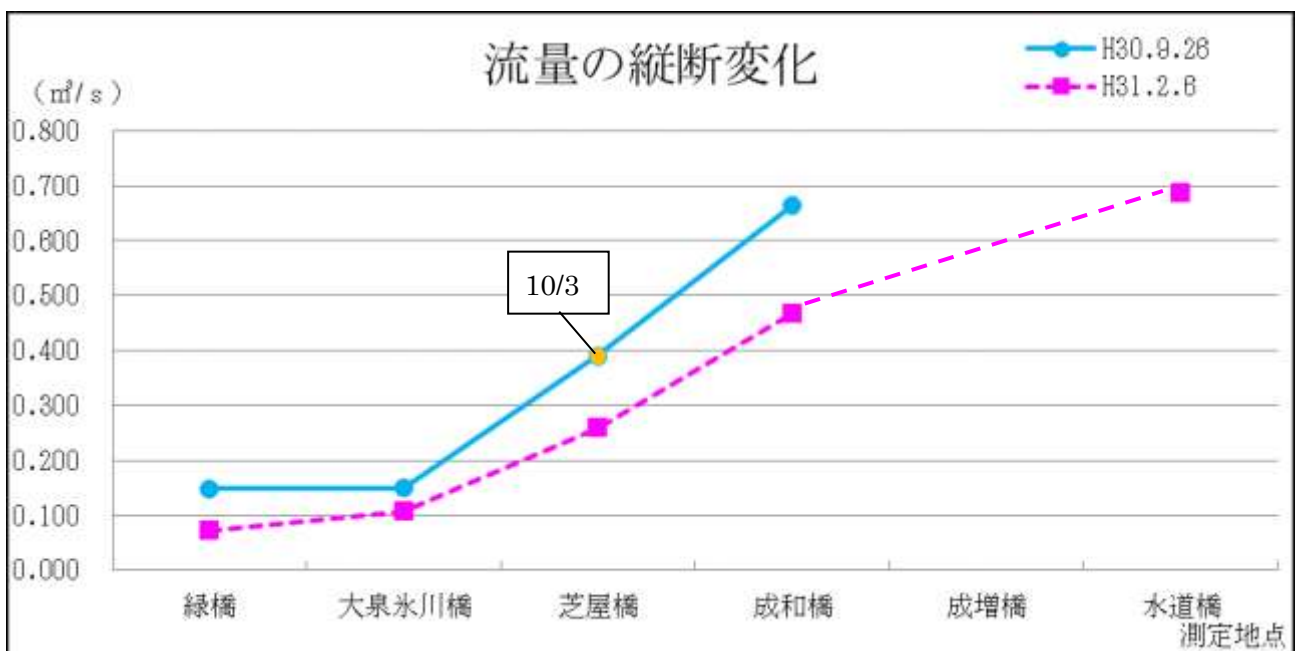
○ 全りん

下流域では新河岸川水質の影響を受けるため、値が高くなると考えられます。冬季は大泉氷川橋の値が高くなっています。



○ 流量

夏季・冬季ともに下流にかけて流量が増加しています。これは、芝屋橋と成和橋との間（小源治橋、子安橋、白子橋、寺前橋などの付近）で湧水の集中的な流入があることが大きな要因と思われます。夏季の水道橋は、新河岸川の水が白子川に流入し、測定不能になりました。

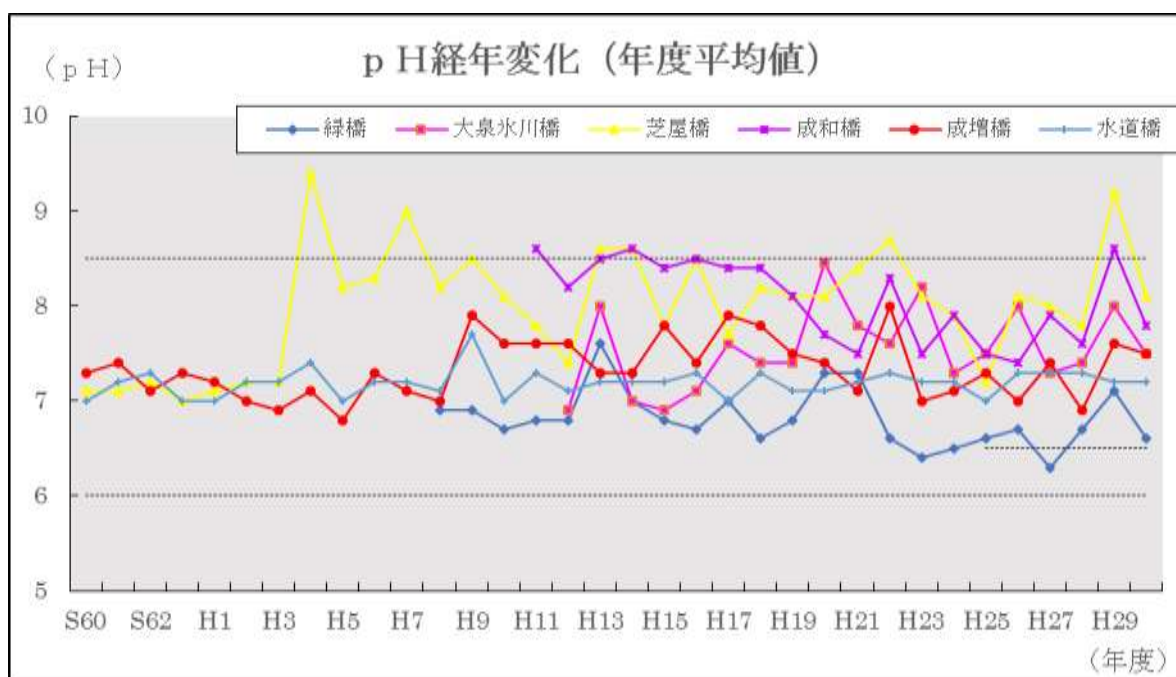
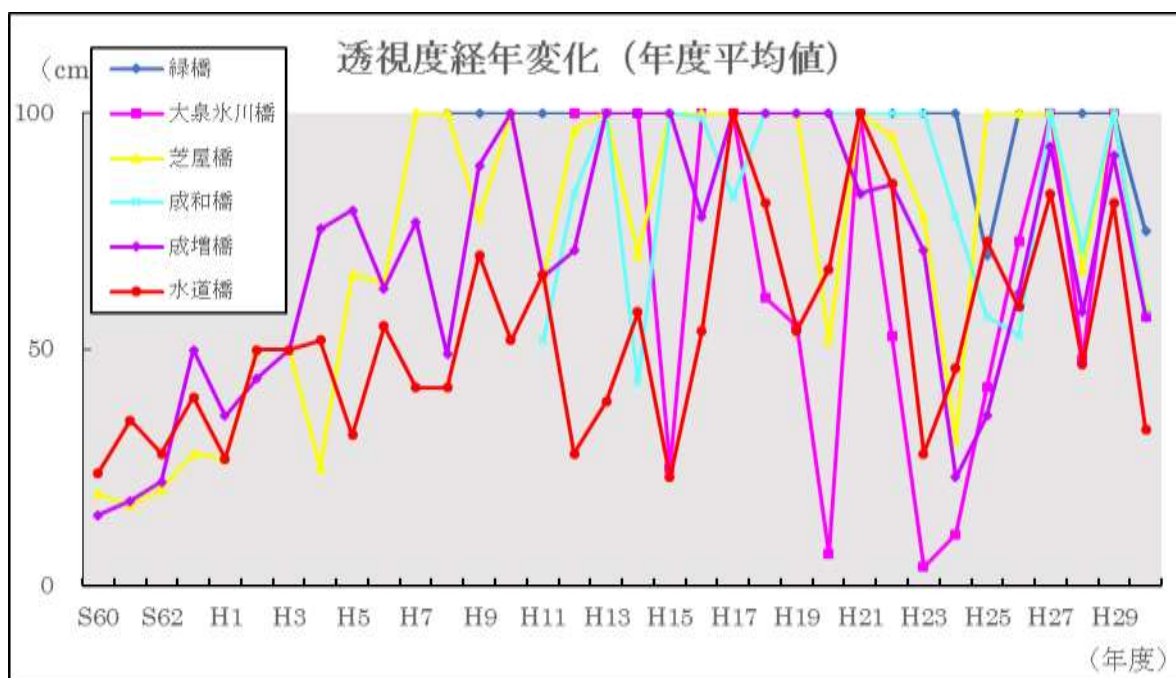


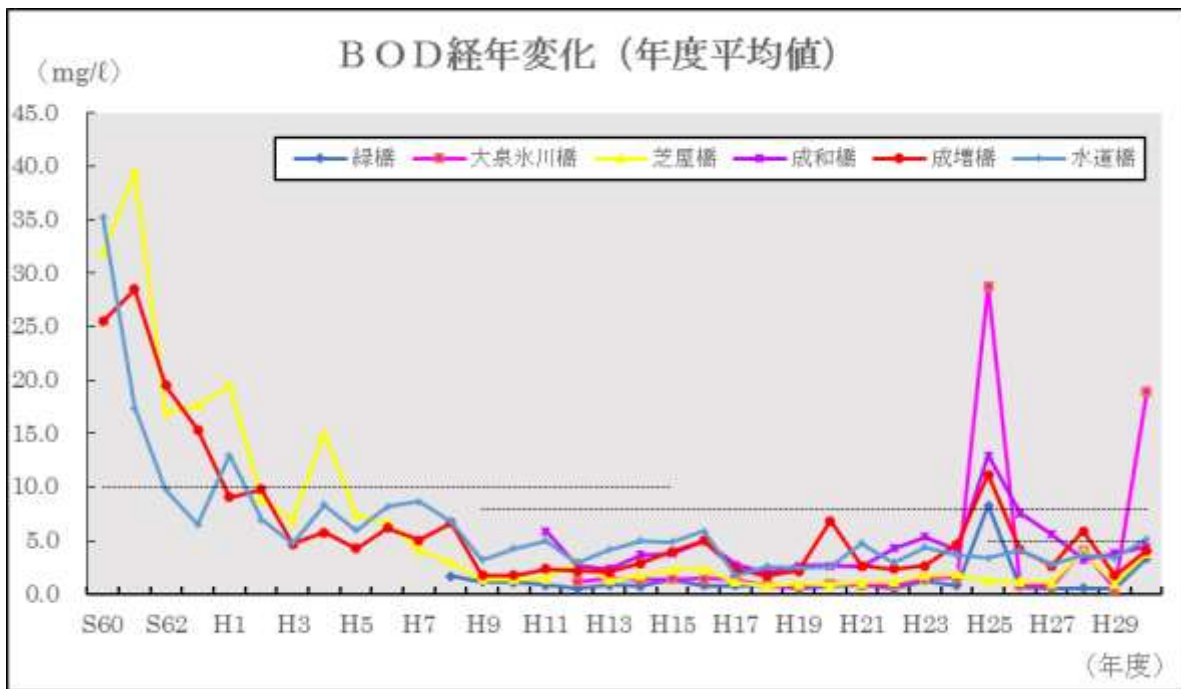
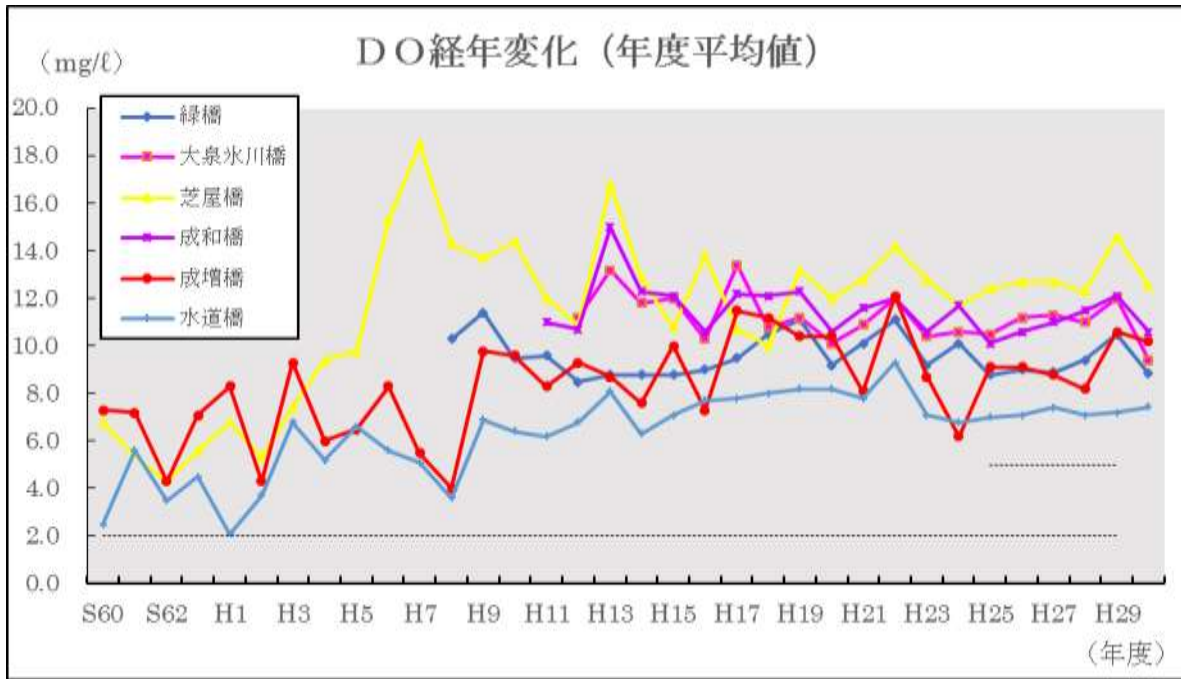
(7) 各測定項目の経年変化 (グラフ)

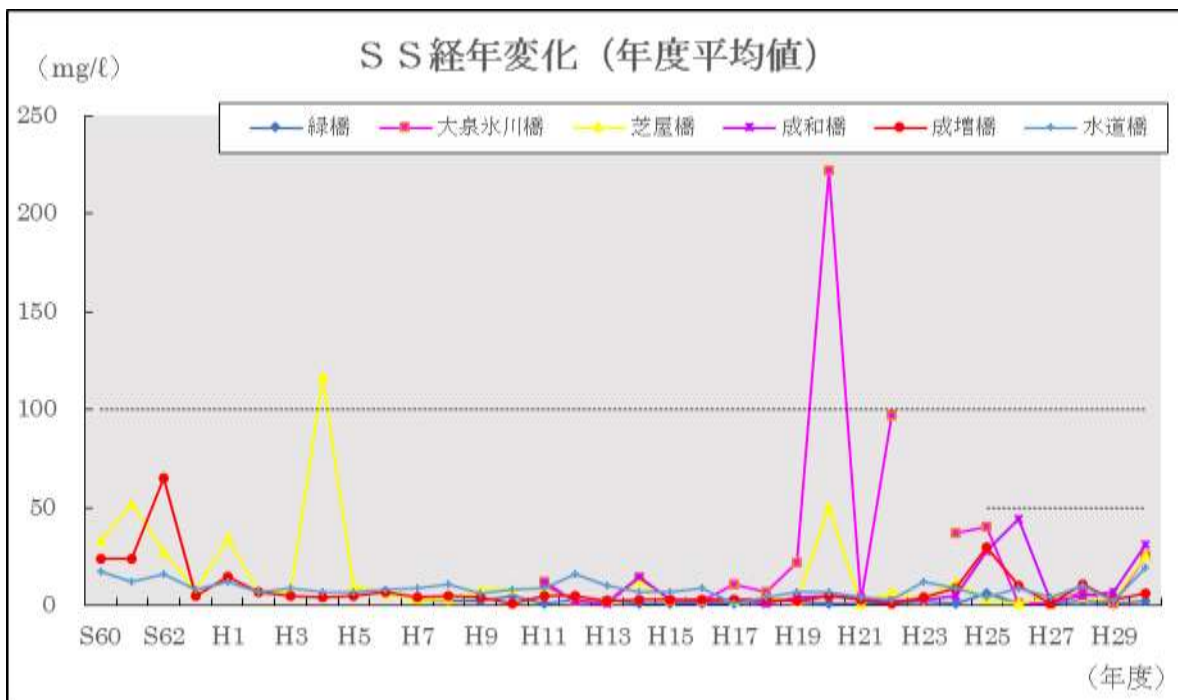
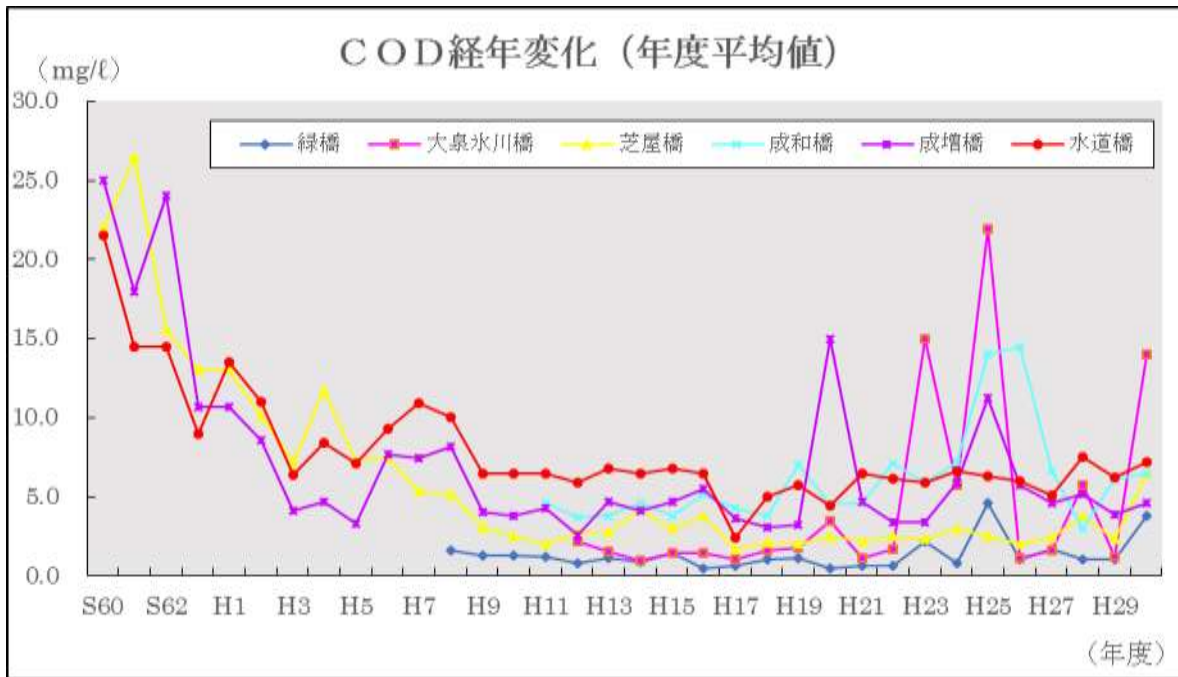
- 最上流：緑橋 (H8～H30) の各年度平均値
- 上 流：大泉水川橋 (H12～H30) の各年度平均値
- 中 流：芝屋橋 (S 60～H30) の各年度平均値
- 下 流：成和橋 (H11～H30) の各年度平均値
- 〃 : 成増橋 (S 60～H30) の各年度平均値
- 〃 : 水道橋 (S 60～H30) の各年度平均値

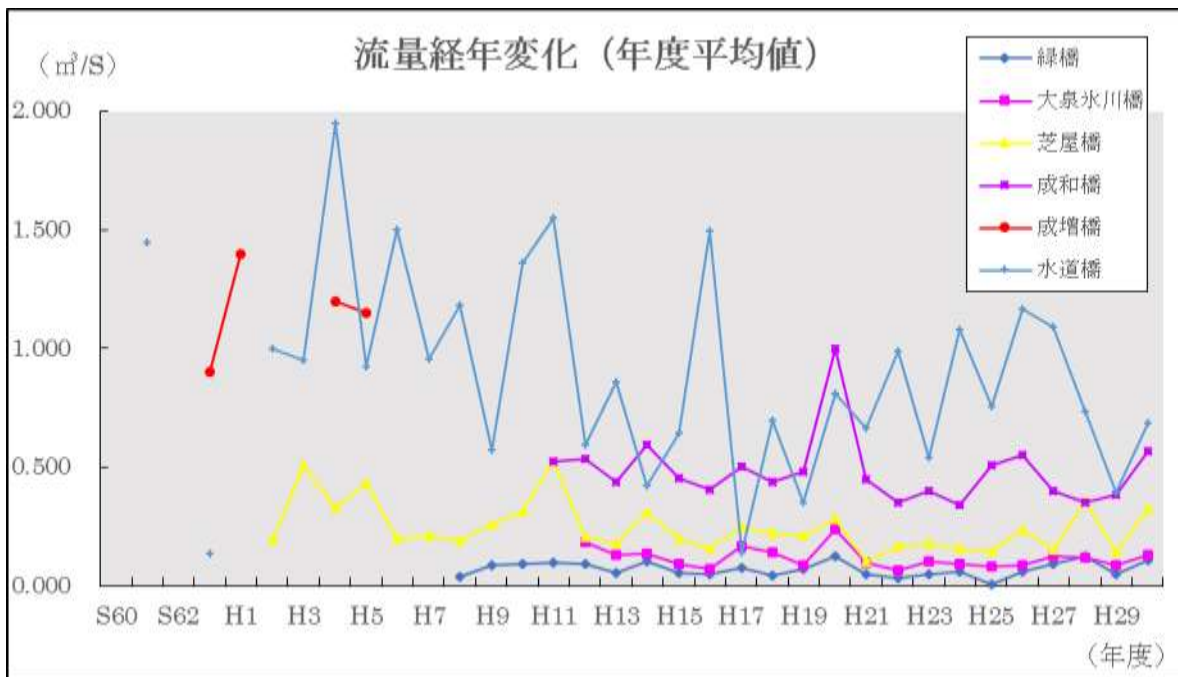
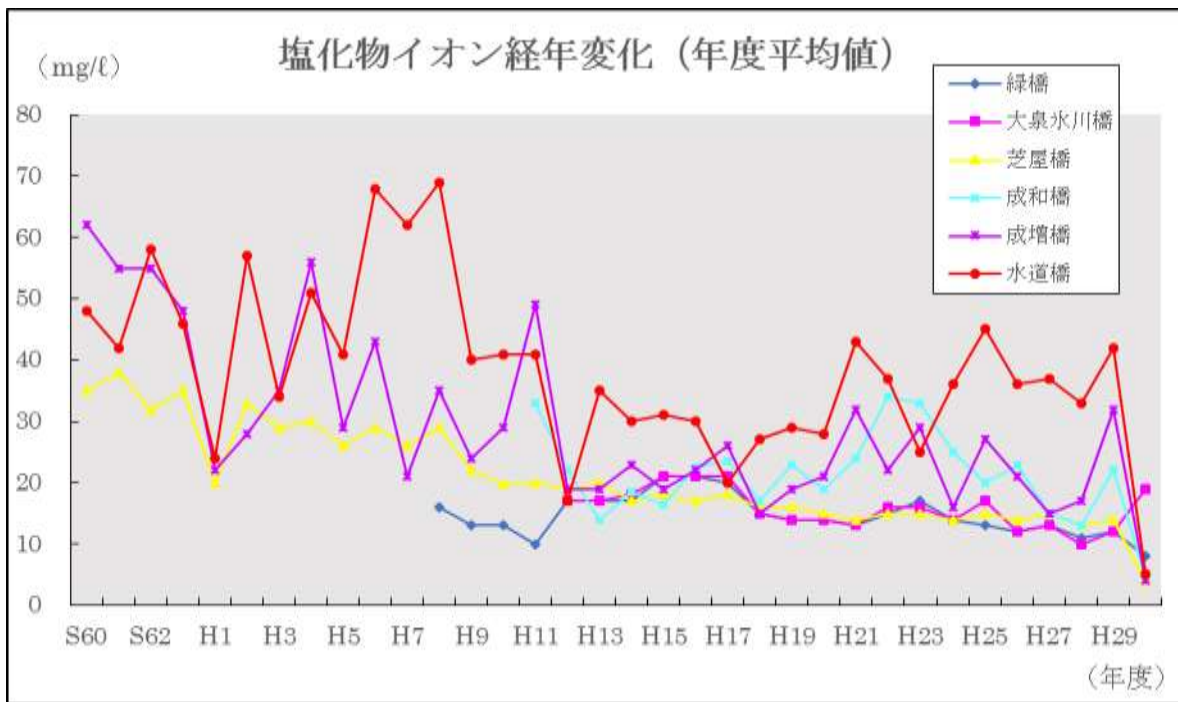
※成増橋の流量計測は、S 63、H元、H4、H5 のデータ

※水道橋の流量計測は、H12 からのデータ









(8) 川の汚れの指標

< 項目 >

○ 透視度

透明さの程度を表します。ガラス管状の透視度計に水を入れ、底部の標識が上から判別できる水層の高さを「度」または「cm」で表します。

○ pH(水素イオン濃度)

水が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、7が中性、数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性です。藻類が繁茂し、光合成が盛んな地点ではpHが高くなります(この時、DOも高くなります)。

○ BOD(生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demandの略)

微生物が水中の有機物を分解するために必要とする酸素の量。水質汚濁の重要な指標の一つで、数値が高いほど汚れていることを示します。一般に、魚の生息には5mg/l以下が望ましいとされています。

○ COD(化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demandの略)

水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、水質汚濁の指標の一つです。湖沼、海域には環境基準値が設定されていますが、河川には設定されていません。

○ DO(溶存酸素量: Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素の量。魚の生息には5mg/l以上が望ましいと言われていています。水中の微生物は汚れ(有機物)を分解する過程で酸素を消費するので、汚れた水はDOも低くなります。また、DOは川の状況(浅瀬か、藻類が多いか等)によっても左右されます。

○ SS (浮遊物質：Suspended Solids)

水中に浮遊している水に溶けない物質（2mm以下の大きさ）の量。川底にヘドロとなって溜まります。

○ Cl⁻ (塩化物イオン)

海水中には約 19,000 mg/l、表流水中では一般に数 mg/l程度含まれています。

海岸地帯では海水の浸透、風送塩の影響で表流水中の濃度が高くなる場合がありますが、それ以外では家庭・工場排水、し尿の混入などが考えられ、人為的汚染の有無を判断する指標となります。

○ 全窒素、全りん

全窒素は、アンモニウムイオンや硝酸イオン、有機体窒素などの形で水中に存在している窒素化合物の総量です。全りんは、無機体や有機体の形で存在しているりん化合物の総量です。窒素、りんはともに動植物にとって必須の元素である一方で、閉鎖的な水域で多量に存在するとアオコや赤潮が発生するなど、富栄養化と呼ばれる現象の要因にもなります。

2 各市区の活動

(1) 練馬区

白子川の生物調査結果

井頭公園～緑橋

調査日時：2018年 10月 9日 (火)

前降雨日：2018年 10月 5日 (金)

天候：曇り

風速：1.0m/s

気温：21.7℃

分類	No.	種名	個体数	
昆虫類	1	アオスジアゲハ	1	
	2	アサギマダラ	1	
	3	アジアイトトンボ	2	
	4	イチモンジセセリ	65	
	5	オオスズメバチ	1	
	6	オンブバッタ	1	
	7	コカゲロウ属sp.	15	
	8	コバネイナゴ	1	
	9	シマトビケラ属sp.	7	
	10	ダイミョウセセリ	2	
	11	チャバネセセリ	7	
	12	ツマグロヒョウモン	16	
	13	ナナホシテントウ	1	
	14	ナミアゲハ	1	
	15	ナミアメンボ	400	
	16	ナミテントウ	1	
	17	ヒメアカタテハ	3	
	18	ホシホウジャク	1	
	19	モンキチョウ	1	
	20	モンシロチョウ	21	
環形動物	1	シマイシビル	3	
魚類	1	ホトケドジョウ	9	
	2	ドジョウ	1	
	3	アブラハヤ	11	
	4	ヒメダカ	1	
	5	タモロコ	1	
	6	ニシキゴイ	1	
貝類	1	ナメクジ	1	
甲殻類	1	アメリカザリガニ	67	
	2	カワリヌマエビ属sp.	510	
	3	ヨコエビ亜目sp.	1	
両生類	1	トウキョウダルマガエル	1	
	2	アズマヒキガエル	1	
爬虫類	1	ヒガシニホントカゲ	1	
鳥類		種名	個体数	確認
	1	カワセミ	1	c
	2	キジバト	1	s
	3	シジュウカラ	2	c
	4	ハクセキレイ	1	c
	5	ヒヨドリ	3	c
6	ムクドリ	1	c	

植物		
No.	種名	花・実の有無
1	アメリカスミレサイシン	
2	アメリカセンダングサ	実花
3	アメリカカタカサプロウ	実
4	イグサ	
5	イネ科sp.	
6	オオイヌタデ	花
7	オオフサモ	
8	オランダカイウ	
9	オランダガラシ	
10	ガマ	実
11	カヤツリグサ科sp.	
12	カワヂシャ	花
13	カンガレイ	実
14	ギシギシ	実
15	キショウブ	実
16	ジュズダマ	実
17	セキショウ	
18	セリ	
19	チョウジタデ属sp.	
20	ツユクサ	
21	トマト	
22	ヌカキビ	実
23	ヒナタイノコヅチ	実
24	ヒメイヌビエ	実
25	ポントクダデ	蕾、花
26	マコモ	実
27	ミクリ	実
28	ミクリ属sp.	
29	ミズヒマワリ	花
30	ヨシ	実

※植物は確認された種類と確認された状態を示しています。
 ※鳥類の凡例は S(さえずり)C(地鳴き)V(目視)です。

(2) 板橋区

生物調査 平成30年 7月26日実施

魚類調査

No.	目名	科名	種名	学名	白子川 ①東 埼橋 上流 付近	白子川 ②白 藤橋 付近	合計	環境省 RL2018	東京都 RDB2013 区部	外来種
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>		1	1	EN	VU	
2	コイ目	コイ科	コイ	<i>Cyprinus carpio</i>		20<	20			
3		ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	3		3	NT		
4	スズキ目	スズキ科	スズキ	<i>Lateolabrax japonicus</i>		3	3			
5		ボラ科	ボラ	<i>Mugil cephalus cephalus</i>		100<	100			
6		ハゼ科	スミウキゴリ	<i>Gymnogobius petschiliensis</i>	10	6	16			
7			ウキゴリ	<i>Gymnogobius urotaenia</i>		2	2			
8			マハゼ	<i>Acanthogobius flavimanus</i>		100<	100			
9			シマヨシノボリ	<i>Rhinogobius nagoyae</i>	2		2			
10			旧トウヨシノボリ類	<i>Rhinogobius</i> sp. OR morphotype unidentified	3		3			
11			ヌマチチブ	<i>Tridentiger brevispinis</i>		100<	100			留
3目		6科	11種	種類数計	4	8	11	2	2	0
				個体数計	18	332	350			

・「環境省RL2018」:環境省レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)2018年

- EN :絶滅危惧IB類 IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU :絶滅危惧II類 絶滅の危険が増大している種
 NT :準絶滅危惧 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

・「東京都RL2013区部」:レッドデータブック東京2013~東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版~ (2014年3月)

- CR :絶滅危惧 I A類 ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 VU :絶滅危惧 II類 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、
 近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
 留 :留意種 現時点では絶滅の恐れはないと判断されるが、いずれかの理由で留意が必要とされるもの

・個体数計において“100<”は“100”、“20<”は“20”として加算。

・種名及び配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 2017」に従った。

・外来種は以下に従った。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」環境省. に指定された種(2017)。特定外来生物

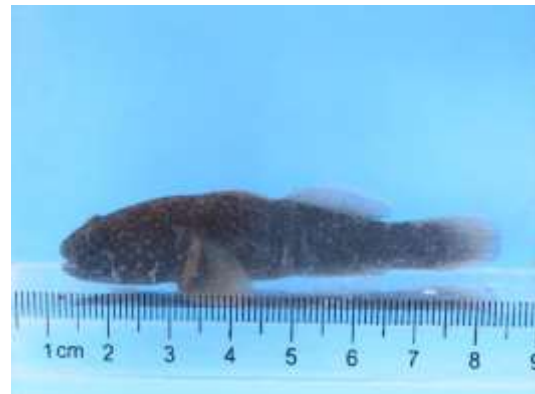
「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」環境省及び農林水産省. に指定された種(2016)

該当種無し

■生物写真(魚類)



ウキゴリ



ヌマチチブ

底生生物調査

No.	綱名	目名	科名	和名	学名	白子川①東 埼橋上流付 近	白子川②白 藤橋付近	合計	環境省RL 2018	東京都RDB 2013区部	外来種		
1	有棒状体綱	三岐腸目	サンカクアタマウズムシ科	アメリカツノウズムシ	<i>Girardia dorocephala</i>	1		1					
2	腹足綱	新生腹足目	カワニナ科	チリメンカワニナ	<i>Semisulcospira reiniana</i>	6		6					
3		汎有肺目	サカマキガイ科	サカマキガイ	<i>Physa acuta</i>	2		2					
4	ヒル綱	吻無蛭目	イシビル科	シマイシビル	<i>Dina lineata</i>	4	2	6					
5	軟甲綱	ワラジムシ目	ミズムシ科(甲)	ミズムシ(甲)	<i>Asellus hilgendorfi</i>		3	3					
6		エビ目	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	<i>Neocaridina</i> sp.	32		32					
7			アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>	5		5			緊		
8			モクズガニ科	モクズガニ	<i>Eriocheir japonica</i>	1	1	2			留		
9	昆虫綱	カゲロウ目(蜉蝣目)	コカゲロウ科	ウデマガリコカゲロウ	<i>Tenuibaetis flexifemora</i>	1	1	2					
10		トンボ目(蜻蛉目)	サナエトンボ科	コオニヤンマ	<i>Sieboldius albardae</i>	1		1			NT		
11		カメムシ目(半翅目)	アメンボ科	アメンボ亜科	Gerrinae	1		1					
12		トビケラ目(毛翅目)	ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属	<i>Hydroptila</i> sp.	1		1					
13			ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	<i>Goera japonica</i>	1		1					
14		ハエ目(双翅目)	ガガンボ科	ガガンボ属	<i>Tipula</i> sp.		1	1					
15			チョウバエ科	チョウバエ科	Psychodidae	1		1					
16			ブユ科	ツノマユブユ属	<i>Eusimulium</i> sp.	1		1					
		5綱	11目	16科	16種	種類数計		14	5	16	0	2	1
						個体数系		58	8	66			

注) 種数の合計は単純集計

・「環境省RL2018」: 環境省レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)2018年
該当種無し

・「東京都RL2013区部」: レッドデータブック東京2013~東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版~(2014年3月)

昆虫類は地域区分ごとの情報量の差が大きく、評価できない地域が多くあるため、区部、北多摩、南多摩、西多摩の4地域区分に加えて、本土部全体のランクをつけている。

NT: 準絶滅危惧 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

留: 留意種 現時点では絶滅の恐れはないと判断されるが、いずれかの理由で留意が必要とされるもの(理由本文を要約)

・外来種は以下に従った。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」環境省。に指定された種(2017)。特定外来生物

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」環境省及び農林水産省。に指定された種(2016)

緊: 緊急対策外来種 対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。

■ 生物写真(底生生物)



モクズガニ



コオニヤンマ(ヤゴ)

3 参考資料

白子川汚濁対策協議会の発足にあたって

白子川流域自治体である私ども四自治体は、都市における身近な自然環境として、その汚濁防止と水質改善について強い関心と努力を払ってきたところであります。

これを更に前進させるためには、関係各自治体の協力により広域的に推進するのが最も効果的との共通認識のもとに、このたび、関係各自治体協議のうえ、別添の趣意により白子川汚濁対策協議会を発足させることとしました。

各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

昭和 60 年 1 月 21 日

昭和 60 年 1 月 24 日

東京都知事	鈴木 俊一 殿
埼玉県知事	畑 和 殿
埼玉県環境部長	野口 岩男 殿
埼玉県住宅都市部長	栗原 幸一 殿
東京都環境保全局長	田口 昭次郎 殿
東京都建設局長	有山 勇次郎 殿
東京都下水道局長	森 敏一 殿

東京都保谷市長	都丸 哲也
東京都練馬区長	岩波 三郎
埼玉県和光市長	柳下 潔
東京都板橋区長	栗原 敬三

【注】 保谷市を源流とする支川が公共下水道へ遮集されて本川に流れ込まなくなったことから、保谷市は平成 11 年 5 月をもって当協議会を退会しました。

なお、保谷市は平成 13 年 1 月 21 日に田無市と合併し、西東京市になりました。

趣 意 書

白子川は、保谷市並びに練馬区に源流をもち、都県境を和光市及び板橋区において新河岸川へ流入する荒川水系の一級河川であります。

今日多くの河川が流域住民の努力と環境行政の進展とにより、浄化の傾向をみせるなかで、当白子川にあつては流域の急速な市街化により今では水源も濁き、生活排水中心の典型的な都市河川となり、ここ数年汚濁の激しい河川として不名誉な記録を更新しつづけています。

関係流域自治体においても現状を憂い、個々には、快適な環境づくりの一環として白子川汚濁対策に対処いたしているも、未だに異臭を生ずるほどの汚濁であります。

死の川 白子川再生は私達の悲願です。

そのためには、住民一人ひとりが最も強い関心を寄せ、深いかかわりをもって生活していくところの流域自治体が相互に協力し合い、汚濁対策を広域的に推進し展開していくのが、効果的であると思料いたします。

以上の趣意に基づき、流域自治体二市二区協議のうえ、(仮称)白子川汚濁対策協議会を設置したいと考えます。

昭和59年10月

白子川流域環境協議会規約

(設置)

第1条 関係自治体相互の協力により、白子川ならびにその流域の快適な水辺環境を保全・創出するため、広域的な対策の探究とその推進を目的として、白子川流域環境協議会（以下「協議会」という）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 水辺環境と生態系に配慮した河川構造の検討
- (2) 健全な水循環の回復をめざした湧水保全と流量確保の検討
- (3) 合同水質調査の実施
- (4) 河川環境調査の実施
- (5) 水質汚濁防止対策の検討
- (6) 情報の収集・交換・発信
- (7) 他の関係機関への要請
- (8) その他

(組織)

第3条 協議会は、白子川流域の練馬区、和光市及び板橋区の環境主管課長をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 1名
- (2) 副幹事 1名
- (3) 会計 幹事が兼ねる
- (4) 監事 1名

(役員を選出及び任務)

第5条 役員を選出は互選による。

- 2 幹事は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副幹事は幹事を補佐し、幹事の事故ある時は、その任務を代行する。
- 4 会計は協議会の出納その他の会計事務を掌る。
- 5 監事は協議会の出納その他の事務を監査する。

(任期)

第6条 役員任期は1会計年度とする。

(会議)

第7条 会議は、定例会及び臨時会のほか担当者会議とし、幹事が招集する。

2 定例会は年2回、5月及び3月に開催する。

3 臨時会及び担当者会議は、必要に応じて開催する。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置き、幹事の属する自治体がこれに当たる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、関係自治体の分担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則への委任)

第11条 この規約に規定するもののほか、必要な事項は細則で定める。

付 則

1 この規約は、昭和60年1月1日から施行する。

2 第10条の規定にかかわらず、この規約の施行の日の属する会計年度は、その施行の日から翌年3月31日までとする。

3 規約第4条及び第7条の条文の一部を改正し、昭和62年5月8日から施行する。

4 規約第9条第2項の条文の一部を改正し、平成2年4月1日から施行する。

5 規約第7条の条文の一部を改正し、平成6年6月14日から施行する。

6 規約第3条及び第4条の条文の一部を改正し、平成11年5月26日から施行する。

7 規約第1条及び第2条の条文の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。

8 規約第9条第2項の条文の一部を改正し、平成16年4月1日から施行する。

9 規約第9条第2項の条文を改正し、平成23年4月1日から施行する。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示）

項目 類型	利 用 目 的 的 性	基 準 値				
		p H	B O D	S S	D O	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—

（注）

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産 2 級および水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法 (ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注 (6) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考		
	1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
	2	「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
	3	海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

白子川合同水質調査要綱

- 1 調査回数 年2回（9月及び2月）
- 2 採水回数 1調査あたり各採水地点ごとに1回
- 3 採水日時 幹事区が隅田川水系浄化対策連絡協議会の合同調査日と調整し決定する。
- 4 調査地点及び分担

No.	調査地点	担当区市
1	緑橋（練馬区南大泉 4-10）	練馬区
2	大泉氷川橋（練馬区大泉町 6-1）	
3	芝屋橋（和光市南 1-5）	和光市
4	成和橋（板橋区成増 5-8）	板橋区
5	成増橋（板橋区成増 5-19）	
6	水道橋（板橋区三園 2-10）	和光市

- 5 調査項目
天候、水温、透視度、pH、DO、BOD、COD、SS、Cl⁻、
全窒素、全りん、流量(参考)

- 6 調査分析方法

項目	測定方法
水温	JIS K 0102 7.2
透視度	〃 9に準じる ※100 cm以上の透視度計を使用する
pH（水素イオン濃度）	JIS K 0102 12.1
DO（溶存酸素量）	〃 32.1
BOD（生物化学的酸素要求量）	〃 21
COD（化学的酸素要求量）	〃 17
SS（浮遊物質）	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表9に掲げる方法
Cl ⁻ （塩化物イオン）	JIS K 0102 35.1, 2又3
全窒素	〃 45.1, 2又は4
全りん	〃 46.3.1又は3.3
流量	

7 調査結果の表示

項目	単位	報告下限値	有効桁数	備考
水温	℃	—	—	小数点以下を四捨五入し整数で表示
透視度	cm	100 (上限)	—	5 cmまでは5 mm単位、5 cm以上は1 cm単位
pH	—	0.1	3	小数点以下第2位を四捨五入し、少数点以下1桁までとする
DO	mg/l	0.5	3	<ul style="list-style-type: none"> 有効桁数、報告下限値の桁数を下回る桁については切り捨てる 報告下限値未満の数値は、不等号又はNDで表示する
BOD		0.5	2	
COD		0.5	2	
SS		1	2	
Cl ⁻		1	3	
全窒素		0.05	3	
全りん		0.003	3	
流量	m ³ /s	—	—	

8 集 計 年間データ集計には、各区市独自の調査も加える。

9 そ の 他 調査詳細については、各自治体実務者で検討し決定する。

年 譜

年度	役員	定例会・臨時会・担当者会等	活動内容・その他
60	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：保谷 監事：練馬	定例会 (S60. 5. 21/11. 28) 臨時会 (S61. 3. 20) 担当者会 (S59. 12. 20/S61. 1. 30)	準備会 (S59. 11. 14) 協議会発足, 規約施行 (S60. 1. 1) 水質調査 (S60. 2. 7/9. 4/S61. 2. 12) 要請行動 (S60. 1. 21/1. 24) : 東京都・埼玉県へ発足挨拶と支援要請 合同視察 (S60. 11. 28) : 板橋浄化施設, 次大夫堀公園浄化施設, 調査地点
61	幹事：和光 副幹事：保谷 会計：練馬 監事：板橋	定例会 (S61. 5. 29/11. 25) 臨時会 (S61. 7. 29) 担当者会 (S62. 3. 26)	水質調査 (S61. 9. 24/S62. 2. 4) 要請行動 (S61. 8. 29) 合同視察 (S61. 10. 29) : 河川浄化施設, 理化学研究所施設
62	幹事：保谷 副幹事：練馬 会計：保谷 監事：板橋 和光	総会 (S62. 5. 8) 定例会 (S62. 5. 8/11. 26) 臨時会 (S62. 7. 29/S63. 3. 17)	水質調査 (S62. 9. 3/S63. 2. 4) 要請行動 (S62. 9. 1) : 東京都・埼玉県 合同視察 (S62. 10. 28) : 多摩川上流処理場, 玉川上水
63	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光 保谷	総会 (S63. 4. 27) 定例会 (S63. 5. 27/12. 9) 臨時会 (H元. 3. 31)	水質調査 (S63. 9. 14/H元. 2. 8) 要請行動 (S63. 8. 29) 合同視察 (S63. 11. 11) : 白子川と流域の湧水池 講演会 (H元. 3. 27) : 「都市の水循環システムとその保全」
元	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：保谷 練馬	総会 (H元. 4. 27) 定例会 (H元. 5. 16/11. 14) 臨時会 (H2. 3. 30) 担当者会 (H元. 5. 16/5. 30/ 6. 30/7. 21/10. 11)	水質調査 (H元. 9. 6/H2. 2. 15) 要請行動 (H元. 9. 5) 合同視察 (H元. 10. 27) : 水車公園, 小豆沢河岸広場, 芝川親水護 岸, 見沼代親水公園
2	幹事：和光 副幹事：保谷 会計：和光 監事：練馬 板橋	総会 (H2. 4. 24) 定例会 (H2. 5. 23/H3. 1. 28) 臨時会 (H3. 3. 28) 担当者会 (H2. 6. 27/9. 26/H3. 3. 8)	水質調査 (H2. 9. 7/H3. 2. 1) 要請行動 (H2. 8. 30) 合同視察 (H2. 11. 1) : 羽村取水堰, 多摩川上流処理場 講演会 (H2. 12. 10) : 「魚から見た川づくり」
3	幹事：保谷 副幹事：練馬 会計：保谷 監事：板橋 和光	総会 (H3. 5. 29) 定例会 (H3. 5. 29/11. 26) 臨時会 (H4. 3. 30) 担当者会 (H3. 6. 28/H4. 1. 28/3. 13)	水質調査 (H3. 9. 26/H4. 2. 5) 要請行動 (H3. 8. 28) 合同視察 (H3. 10. 7) : 東京水辺ライン (東京水辺物語) 講演会 (H3. 12. 6) : 「河川生態系と多自然型川づくり」
4	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光 保谷	総会 (H4. 4. 24) 定例会 (H4. 4. 24/H5. 1. 19) 臨時会 (H5. 3. 24) 担当者会 (H4. 6. 26)	水質調査 (H4. 9. 16/H5. 2. 10) 要請行動 (H4. 8. 31) : 東京都・埼玉県 合同視察 (H4. 10. 29) : 石神井川 (上流部, 南田中緩傾斜護岸), 野川源流 (真姿の池一帯, 貫井神社湧水) 講演会 (H5. 3. 26) : 「都市環境と雨水浸透」

5	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：保谷 練馬	総会 (H5. 4. 26) 定例会 (H5. 4. 26/H6. 3. 1) 臨時会 (H6. 3. 30) PR冊子作成準備会 (H5. 5. 31) PR冊子編集会議 (H5. 6. 30/7. 9/11. 26/H6. 1. 28/ 2. 23/3. 7)	水質調査 (H5. 9. 22/H6. 2. 16) 要請行動 (H5. 8. 25) 合同視察 (H5. 10. 5)：いたち川、梅田川 (横浜市) 講演会 (H5. 12. 9)：「横浜市における多自然型川づくり」 PR冊子「白子川を知っていますか」(H6. 4月 発行) 河川整備基金助成の請書提出 (H5. 6. 4)
6	幹事：和光 副幹事：保谷 会計：和光 監事：練馬 板橋	総会 (H6. 6. 13) 定例会 (H6. 6. 13/H7. 3. 29) 臨時会 (H7. 1. 23)	水質調査 (H6. 9. 7/H7. 2. 1) 要請行動 (H6. 8. 24) 合同視察 (H6. 11. 2)：狭山丘陵「いきものふれあいの里」 講演会 (H6. 12. 14)：「水族館から見た石神井川 水辺と生物」
7	幹事：保谷 副幹事：練馬 会計：保谷 監事：板橋 和光	総会 (H7. 5. 25) 定例会 (H7. 5. 25/H8. 3. 27) 臨時会 (H8. 1. 31)	水質調査 (H7. 9. 13/H8. 2. 8) 要請行動 (H7. 8. 23) 合同視察 (H7. 10. 17)：葛飾区水元公園 (水元小合溜) 講演会 (H7. 11. 28)：「今後の河川環境のあり方について」
8	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光 保谷	総会 (H8. 5. 31) 定例会 (H8. 5. 31/H9. 3. 28) 臨時会 (H8. 12. 20)	水質調査 (H8. 9. 4/H9. 2. 12) 要請行動 (H8. 8. 23) 合同視察 (H8. 7. 11)：石神井川下流部 (北区～板橋区～練馬区) 合同意見交換会 (H8. 12. 4)：「石神井川のこれからの水辺環境」 情報交換会 (H8. 12. 20)：「白子川の現状とこれからの川づくり」
9	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：保谷 練馬	総会 (H9. 5. 26) 定例会 (H9. 5. 26/H10. 3. 27) 臨時会 (H9. 12. 24) 担当者会 (H9. 7. 2)	水質調査 (H9. 9. 3/H10. 2. 4) 要請行動 (H9. 8. 21) 合同視察 (H9. 10. 28)：石神井川上・中流部 (小平市～田無市～保谷市～練馬区)、 白子川上流部 (練馬区) 流量・湧水等縦断調査 (H9. 8. 4/H10. 2. 27) 合同意見交換会 (H9. 11. 18)：「石神井川の水辺環境 上流～中流」
10	幹事：和光 副幹事：保谷 会計：和光 監事：練馬 板橋	総会 (H10. 5. 25) 定例会 (H10. 5. 25/H11. 3. 30) 臨時会 (H11. 2. 3) 担当者会 (H10. 6. 23)	水質調査 (H10. 9. 9/H11. 2. 3) 要請行動 (H10. 8. 17) 合同視察 (H10. 10. 13)：神田川上・中流域の現状と河川対策等への 取り組み 魚類調査 (H10. 10. 20) 底生生物調査 (H11. 1. 29) 講演会 (H10. 11. 20)：「東京都における河川整備のあり方」
11	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光	総会 (H11. 5. 26) 定例会 (H11. 5. 26/H12. 3. 27) 臨時会 (H12. 2. 7) 担当者会 (H11. 7. 13/11. 4)	保谷市の退会 (H11. 5. 26) 水質調査 (H11. 9. 1/H12. 2. 9) 要請行動 (H11. 8. 23) 水生植物調査 (H11. 11. 25/11. 29) 講演会・意見交換会 (H11. 12. 22)：「石神井川の水循環」, 「石神井川に生き物がもどってくるには」
12	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (H12. 5. 23/H13. 3. 29) 担当者会 (H12. 7. 5/8. 10/10. 5/11. 17/ 12. 18)	協議会名称変更・規約改正 水質調査 (H12. 9. 13/H13. 2. 8) 要請行動 (H13. 1. 24) 白子川湧き水調査・聞き取り隊 (H12. 8. 22) 白子川湧き水見学会・シンポジウム (H12. 12. 2) ：「湧き水と湧き水のある文化を次の世代に残すために」

13	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光	定例会 (H13. 6. 4/H14. 3. 19) 担当者会 (H13. 7. 23/9. 21/11. 26)	水質調査 (H13. 9. 6/H14. 2. 14) 要請行動 (H13. 8. 23) 合同視察 (H14. 2. 8)：比丘尼橋下流調整池施設 (白子川), 南田中3丁目 スワール分水槽 (石神井川) 白子川みずべ講演会 (H14. 1. 20)：「水循環と地下水涵養」
14	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (H14. 5. 10/H15. 3. 20) 担当者会 (H14. 5. 27/11. 22)	水質調査 (H14. 9. 12/H15. 2. 5) 要請行動 (H14. 8. 23) 講演会・フィールドワーク (H14. 6. 15)：「市民による湧き水調査入門」 検討会 (H15. 1. 31/3. 20)： 「白子川流域の健全な水環境を回復するための検討会」
15	幹事：和光 副幹事：練馬 会計：和光 監事：板橋	定例会 (H15. 5. 12/H16. 4. 28) 担当者会 (H15. 7. 16/10. 18) 臨時会 (H15. 11. 5)	水質調査 (H15. 9. 11/H16. 2. 5) 要請行動 (H15. 8. 22) 合同視察 (H15. 12. 17) 講演会 (H15. 10. 19)：「雨水浸透樹が白子川を護る!？」 調査・研究会 (H15. 12. 5)：地下水位の測定方法について
16	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光	定例会 (H16. 5. 31/H17. 3. 28) 担当者会 (H16. 8. 20/11. 9/H17. 2. 1)	水質調査 (H16. 9. 2/H17. 2. 9) P R 冊子「白子川散策マップ」作成
17	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (H17. 6. 16 / H18. 3. 29) 担当者会 (H17. 7. 27)	水質調査 (H17. 9. 15 / H18. 2. 9) 生物調査 (H17. 10. 6～10. 7) 生物調査結果報告会 (H18. 3. 29)
18	幹事：和光 副幹事：練馬 会計：和光 監事：板橋	定例会 (H18. 6. 28) 担当者会議 (H18. 1. 25)	水質調査 (H18. 9. 7/H19. 2. 1) 講演会 (H19. 3. 25)：「白子川流域環境協議会講演会」
19	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光	定例会 (H19. 7. 20/H20. 3. 27) 担当者会 (H19. 9. 4/12. 19 /H20. 3. 12)	水質調査 (H19. 9. 20/H20. 2. 7) 合同視察 (H19. 11. 15) 静岡県三島市 (源兵衛川) 講演会 (H20. 1. 15)：「川の再生フォーラム」
20	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (20. 7. 7/21. 6. 22) 担当者会 (20. 12. 22/21. 4. 14)	合同水質調査 (H20. 9. 4 /21. 2. 12) 合同視察 ①旧芝川 (H21. 1. 30) ②越戸川 (H21. 3. 18) 「白子川散策マップ」改訂版作成作業開始
21	幹事：和光 副幹事：練馬 会計：和光 監事：板橋	定例会 (H22. 5. 24) 担当者会 (H21. 7. 31)	合同水質調査 (H21. 9. 3/H22. 2. 4) 合同視察 (H21. 11. 25)：柳瀬川上流、不老川

22	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光	定例会 (H22. 7. 22) 担当者会 (H22. 11. 18) ※東日本大震災の影響により 第2回定例会は開催中止	水質調査 (H22. 9. 22/H23. 2. 3) 合同視察 (H19. 11. 15) 視察会 (H23. 1. 26)：「比丘尼橋上流、下流調節池、白子川地下調節池、白子川源流部 (大泉井頭公園)」
23	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (H23. 5. 18) (H24. 3. 23) 担当者会 (H23. 11. 21) (H24. 3. 15)	水質調査 (H23. 9. 15/H24. 2. 8) 視察会 (H24. 2. 2)「熊野神社、清水かつら記念碑、白子川沿い広場、加藤山八水車、清水山憩いの森」 ふれあい白子川マップ作成 白子川散策マップ 改訂
24	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (H24. 5. 28) (H25. 3. 28) 担当者会 (H24. 10. 29) (H25. 3. 14)	水質調査 (H24. 9. 5/H25. 2. 13) 視察会 (H25. 11. 6)「東京都下水道局浮間水再生センター」 歴代刊行物の電子データ化
25	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光	定例会 (H25. 5. 28) (H26. 3. 19) 担当者会 (H25. 10. 30) (H26. 3. 10)	水質調査 (H25. 9. 4/H26. 2. 5) 視察会 (H26. 1. 30)「井の頭恩賜公園 かいぼり」
26	幹事：和光 副幹事：練馬 会計：和光 監事：板橋	定例会 (H26. 5. 28) (H27. 3. 23) 担当者会 (H26. 11. 10) (H27. 3. 5)	水質調査 (H26. 9. 11/H27. 2. 4) 視察会 (H27. 1. 29)「新河岸川水循環センター」
27	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (H27. 5. 25) (H28. 3. 18) 担当者会 (H27. 11. 5)	水質調査 (H27. 9. 2/H28. 2. 10) 視察会 (H28. 1. 15)「神代植物公園 植物多様性センター」
28	幹事：練馬 副幹事：板橋 会計：練馬 監事：和光	定例会 (H28. 5. 26) (H29. 3. 28) 担当者会 (H28. 10. 27)	水質調査 (H28. 9. 7/H29. 2. 1) 視察会 (H29. 2. 8)「旧三河島污水処分場唧筒 (ポンプ) 場施設」
29	幹事：和光 副幹事：練馬 会計：和光 監事：板橋	定例会 (H29. 6. 6) (H30. 3. 29) 担当者会 (H29. 10. 30)	水質調査 (H29. 9. 13/H30. 2. 14) 視察会 (H30. 1. 26)「東京都水の科学館」
30	幹事：板橋 副幹事：和光 会計：板橋 監事：練馬	定例会 (H30. 6. 20) (H31. 3. 18) 担当者会 (H30. 12. 3)	水質調査 (H30. 9. 26、10. 3/H31. 2. 6) 視察会 (H31. 2. 4)「都立狭山公園、東村山市立北山公園等」 会計報告：繰越金、収入・支出はないことを確認し、会計監査は省略した。

白子川流域環境協議会

和光市 市民環境部 環 境 課 048-424-9118
練馬区 環 境 部 みどり推進課 03-5984-1659
板橋区 資源環境部 環境政策課 03-3579-2593

平成 30 年度 白子川流域環境協議会事務局
板橋区資源環境部環境政策課